

令和8年度 江戸川区立第三葛西小学校 人権教育全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・江戸川区教育委員会の教育目標・基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例
- ・江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例 等

学校の教育目標

- ・智…深く考え、進んで学習する子
- ・仁…思いやりがある子
- ・勇…明るくたくまし子

目標策定の方針

- ・児童の願い
 - ・保護者の願い
 - ・地域の願い
- それぞれの立場から、総合的に判断し、実態に沿った目標を策定する。

人権教育の目標

- ・人とかかわりを通して豊かな心を育む

目指す児童・生徒像

- ・互いの良さを認めるとともにそれぞれの違いを尊重し、よりよい人間関係を築く児童。

人権教育に関する指導の実態把握

- ・いじめアンケートの実施
- ・教職員での情報共有
- ・組織的な指導

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

- ・自身や他者のよさを認めたり、自分と違う他者の立場や考え方を理解したりし、ともに生きる社会を築く意識と実践力を高める。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

- ・自分は他者と違って当たり前、他者は自分と違って当たり前という感覚をもち、自身や他者を尊重する意識を育てる。
- ・それぞれの良さを認め合い、ともに生きる社会の構築に対する意識を高めるために、特別支援学級との交流活動を重視する。

学年・学級経営

- ・低学年では、「友達の気持ちを考えて仲良くできる子」をめあてとする。
- ・中学年では、「たくさんの友だちと関わり合い、助け合って、うれしいと思える子」をめあてとする。
- ・高学年では、「お互いのよさを認め、伝えあえる人間関係を育み、お互いを大切にしようとする子」をめあてとする。

日常的な指導

- ・代表委員会を中心に、あいさつ運動を実施する。
- ・全校オリエンテーリング、児童集会などで、きょうだい学級活動を取り入れる。
- ・様々な教科や学校行事で、特別支援学級と交流する。

教科等の指導

- ・特別の教科道徳を中心に、様々な教科でより多くの立場の人についての理解を深める。
- ・総合的な学習の時間等で、様々な立場の人々についての理解を図る。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・特別の教科道徳を中心に、様々な教科を通して、より多くの立場の人々についての理解が深められるよう、教材分析を行うとともに、単元構成を工夫し、教科・領域の横断的な指導計画を練る。
- ・性別、年齢、国籍、職業など、様々な立場の人々について理解が図れるよう、総合的な学習の時間をはじめ、各教科・領域だけでなく、そういった人たちと交流する機会を設ける。
- ・特別支援学級との交流を各学年の発達段階に応じて位置付ける。

教職員の研修

- ・人権教育担当、特別支援教育コーディネーターを中心にしたリ、講師に招いたりする研修会を実施する。

校種間の連携

- ・近隣中学校と、児童生徒の交流を行う。また、連続性のある指導ができるよう、教職員間の情報交換を密にする。

家庭・地域との連携

- ・地域への所属意識や、高齢者への畏敬の念をもてるよう、地域行事にすすんで参加する意識を高める。